

厚生保険特別会計の改革の進捗状況

【1 概要】

- 本特別会計は、厚生年金保険事業、政府管掌健康保険事業及び児童手当に関する政府の経理を明確にするため設置
- 厚生年金保険事業は、事業所等に使用される被保険者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行う事業
- 政府管掌健康保険は、医療保険制度の中で主に中小企業に使用される者を被保険者とし、その業務外の疾病、負傷、死亡及び出産に対して療養の給付等の保険給付を行い、併せてその被扶養者の疾病等について保険給付を行う事業
- 制度の公平・的確な運営を図るため国が管掌することが必要であり、保険事業として収支の均衡を図りつつ事業の安定的・適正な運営を行うため他の経理との区分が必要

【2 改革の方針】

- 社会保険庁改革の状況を踏まえつつ、事務の効率化及び資金の流れの簡素化を図る観点から、国民年金特別会計と統合。
- 年金事務費の財源については、受益と負担の関係の明確化等の観点から、恒久措置を講ずる。

【3 改革の進捗状況】

- 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計については、平成19年度までに統合、年金事務費については、平成19年度より、受益と負担の関係の明確化等の観点から、その一部に保険料を充てる恒久措置を講ずることを明記。
- 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の統合については、特別会計見直しの方向性を示すなど改革の方針を明記した行政改革推進法案を第164回通常国会に提出。
- 年金事務費の財源については、受益と負担の関係の明確化等を図る観点から、その一部に保険料を充てる恒久措置を講ずることとし、所要の改正規定を盛り込んだ社会保険庁関連法案を第164回通常国会に提出。